

広島県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和七年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

芸北大朝線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
山県郡北広島町大朝字滝ヶ迫一四八六二番二地 先から 山県郡北広島町大朝字友石六六三〇番二地先ま で	旧		七・〇〇 一四・〇〇	三二七・三〇	
	新		九・〇〇 三七・五〇	三二七・三〇	拡幅